

令和6年度

横浜技調庁舎清掃

仕様書

1. 概要

本仕様書により、横浜港湾空港技術調査事務所庁舎内の清掃を行うものである。

2. 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。
ただし、日常清掃については土日祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く。

3. 履行場所

横浜市神奈川区橋本町2-1-4
国土交通省 関東地方整備局 横浜港湾空港技術調査事務所

①事務所庁舎

②データ処理室

以下に示す項目、実施時期等により清掃するものとする。

①事務所庁舎

項目	実施時期	作業分類	作業面積	清掃場所
日常清掃	毎日(閉庁日除く)	カーペット部	453㎡	別添図1～3参照
		カーペット部以外	503㎡	別添図1～3参照
定期清掃	年間2回(閉庁日)	カーペット部	486㎡	別添図1～3参照
		カーペット部以外	510㎡	別添図1～3参照
		窓ガラス清掃	388㎡	別添図4参照
		ブラインド清掃	124㎡	別添図5参照

②データ処理室

項目	実施時期	作業分類	作業面積	清掃場所
日常清掃	週1回 月曜日 (但し、該当日が祝日の場合は翌開庁日に行う。)	カーペット部以外	175㎡	別添図6-1, 2参照
定期清掃	年間2回(閉庁日)	カーペット部以外	245㎡	別添図6-1, 2参照
		窓ガラス清掃	154㎡	別添図7参照

4. 清掃方法

1) 日常清掃

原則として、午前8時から正午の時間内に下記の清掃を行うものとする。
ただし、これによりがたい場合は、当所係官と協議の上、決定するものとする。

場 所		清 掃 内 容
カーペット部	執務室 等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 床面の除塵を行う。 2. 紙屑入れの内容物処理を行う。 3. 窓台及びサッシの汚れが目立つときは水拭きを行う。 4. 扉、ドアノブの清掃を行う。 5. 備品等の清掃を行う。
カーペット以外部	ホール 階段 廊下	<ol style="list-style-type: none"> 1. 玄関ホールのフロアマットは、掃除機により吸塵を行う。 2. フロアマット等の備品を移動させ、箒及びモップで水拭きを行う。 また、汚れが目立つときは適正な洗剤を用いて清掃を行う。 3. 階段、手摺り、ドア等の拭き掃除を行う。 4. 窓台及びサッシの汚れが目立つときは水拭きを行う。 5. 備品等の清掃を行う。
	湯沸室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 床拭きを行う。汚れが目立つときは適正な洗剤を用いて拭き掃除を行う。 2. 茶殻、生ゴミ等の搬出処理及び容器の洗浄を行う。 3. 流し台は中性洗剤を用いてスポンジ束子で丁寧に洗浄し布で拭く。
	会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 床拭きを行う。汚れが目立つときは適正な洗剤を用いて拭き掃除を行う。 2. 紙屑入れの内容物処理を行う。 3. 窓台及びサッシの汚れが目立つときは水拭きを行う。 4. 扉、ドアノブの清掃を行う。 5. 備品等の清掃を行う。 6. 設置されている靴箱内を確認し、汚れが目立つときは、土や砂等をかき集め清掃を行う。またスリッパ裏面の汚れを拭き取る。
	便所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 床掃き、水拭きを行う。汚れが目立つときは適正な洗剤を用いて、拭き掃除を行う。 2. 紙屑入れの内容物処理を行う。容器の外面で汚れている部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。 3. 扉、間仕切りの拭き掃除を行う。汚れが目立つときは適正な洗剤を用いて洗浄し、布で拭く。 4. 洗面台、水栓はスポンジ束子で適正洗剤を塗布して洗浄し、布で拭く。 5. 鏡は、適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。 6. 衛生陶器類(タンク、トイレトーパーホルダー含む)は、適正な洗剤を用いて洗浄し、布で拭く。 7. トイレトーパー、手洗い用石けん、ゴミ袋、消臭剤の補充を行う。 なお、これらは発注者において用意する。 8. 汚物容器は、内容物を収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き又は乾拭きをする。
屋外		玄関及び非常階段スペースのゴミを回収する。
共通		収集したゴミは種類毎に分別し、集積場所へ運搬する。

2) 定期清掃

年間2回、原則として閉庁日に下記の清掃を行うものとする。

7月及び1月の実施を想定しているが、具体的な日時については当所係官と調整のうえ決定するものとする。

また、作業にあたっては椅子等軽微な什器の移動を行い、作業後は元の位置に戻すものとする。

場所	清掃内容
カーペット部	カーペット除塵後、専用洗浄機を使用し、全面を適正な洗剤にて洗浄し乾燥のうえ起毛調整を行う。
カーペット以外部	電動ポリッシャーにて、ツヤ出しを行い、モップ拭き、ワックス塗布の上クロス仕上げを行う。
窓ガラス清掃	ガラス外面に専用洗剤等を塗布し、洗浄及び窓用スクイジー等での汚水除去を行う。 なお、スクイジー等で除去できなかった汚水はタオル等で拭き取りを行う。 ガラス内面については、濡れた柔らかい布等で軽く拭き上げるなど、ガラスフィルムを傷つけぬよう十分に配慮する。
ブラインド清掃 (ベネシヤン)	薄い洗剤液を用いて雑巾又はダストクロスでストラットの埃を拭き取る。

5. 特記事項

- 1) 清掃に従事する作業員については、事前に当所係官へ届け出て承諾を得ること。なお庁舎管理の観点から、作業員の登録は5名までとする。登録する作業員に変更が生じた場合は、当所係官の承諾を得るものとする。
- 2) 清掃実施については、引火性、揮発性の物品は使用しないこと。また、火災予防には十分注意すること。
- 3) 清掃作業に使用する器具及び消耗品は、すべて受注者の負担とする。
- 4) 日常清掃に使用する資機材及び衛生消耗品は、指定された場所に整理して保管する。
定期清掃のみを行う場合において、当業務に使用した資機材は、作業完了後持ち帰る。
- 5) 清掃に必要な電力及び水は、発注者においてその経費を負担する。
- 6) 清掃実施に際しては、当所の日常業務に支障のないように配慮すること。
- 7) 清掃作業中に建物、窓ガラス及び物品等を破損した場合は、直ちに当所係官に報告したうえで受注者の負担において復旧するものとする。
- 8) 清掃実施においては、当所係官の指示がある場合はその指示に従うものとする。
- 9) 清掃を行うにあたっては特に庁舎管理に注意をすること。
- 10) 本業務はグリーン購入法適用とする。

6. 秘密の保持

本業務実施中に知り得た事項については、これを他に漏らしてはならない。また、業務完了後についても同様とする。

7. 検査

本業務の検査は3か月毎に行うものとし、当所検査職員の給付完了の確認をもって検査とする。

8. 支払い

本業務の代金の支払いは、前項の検査完了後、受注者からの適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

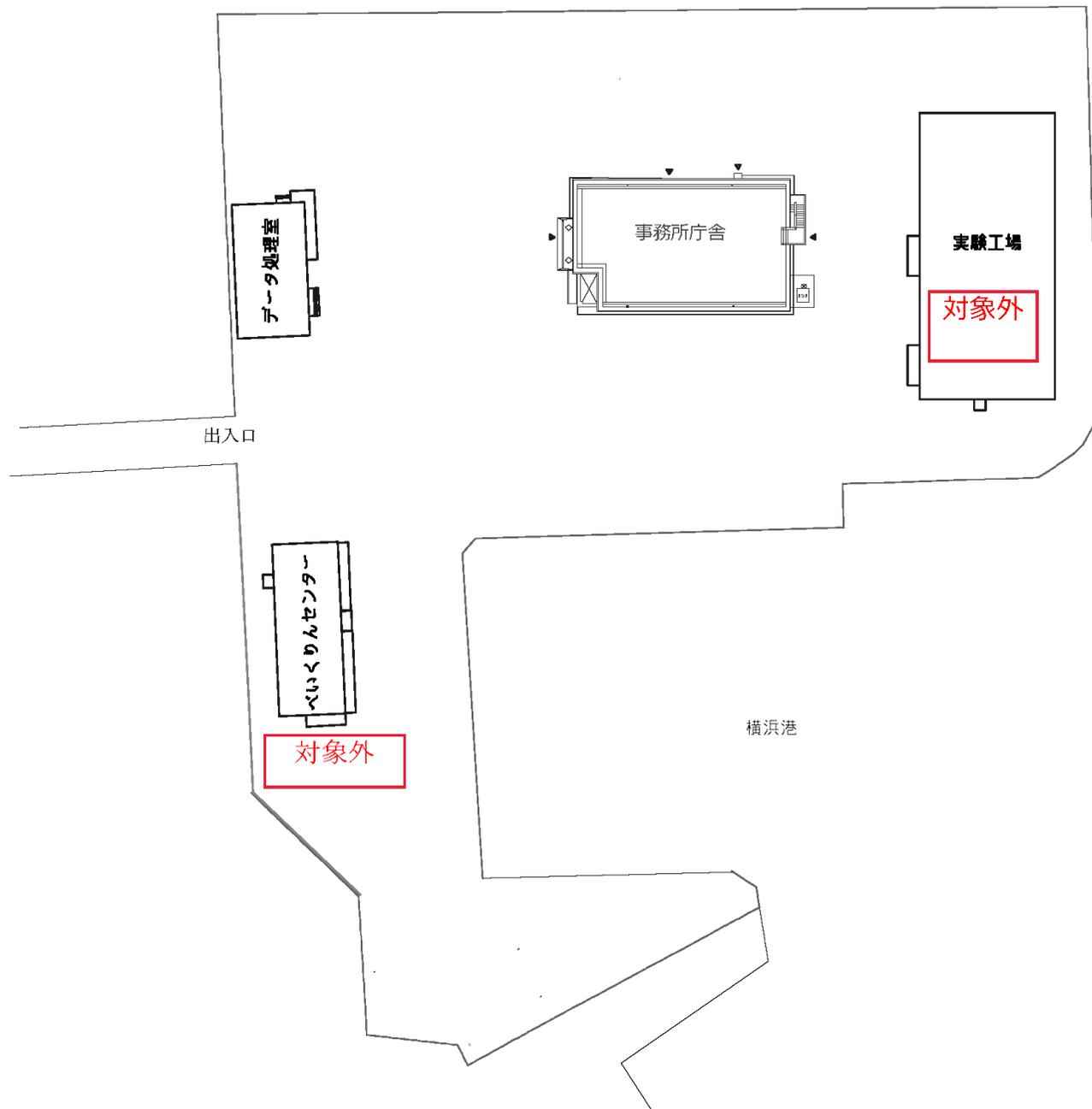
9. その他

(1) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

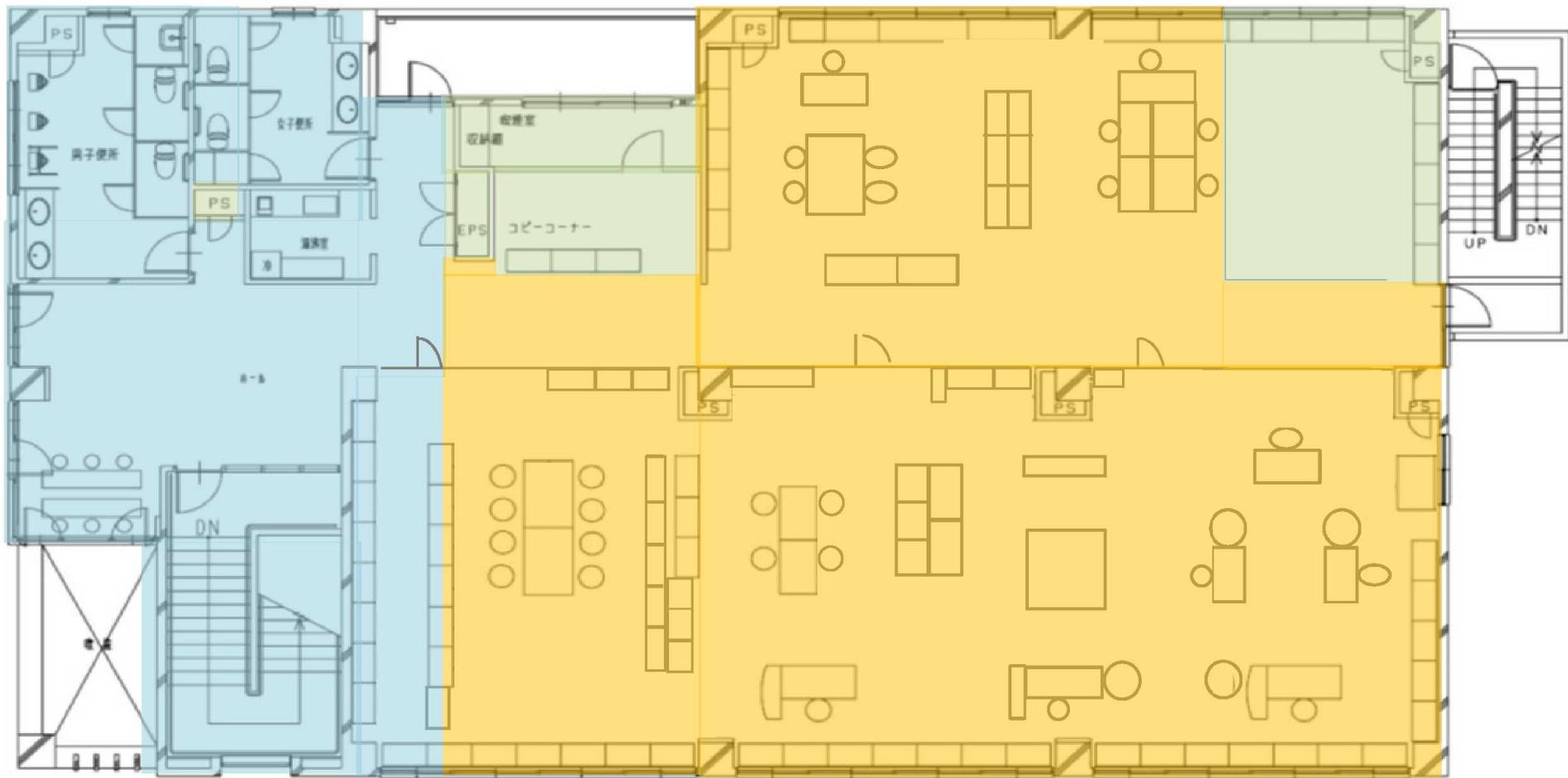
- 1) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
 - 2) 1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。
 - 3) 1)及び2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
 - 4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。
- (2) 本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、両者協議のうえ決定するものとする。

以上

横浜港湾空港技術調査事務所 配置図



別添図3 (庁舎3F)

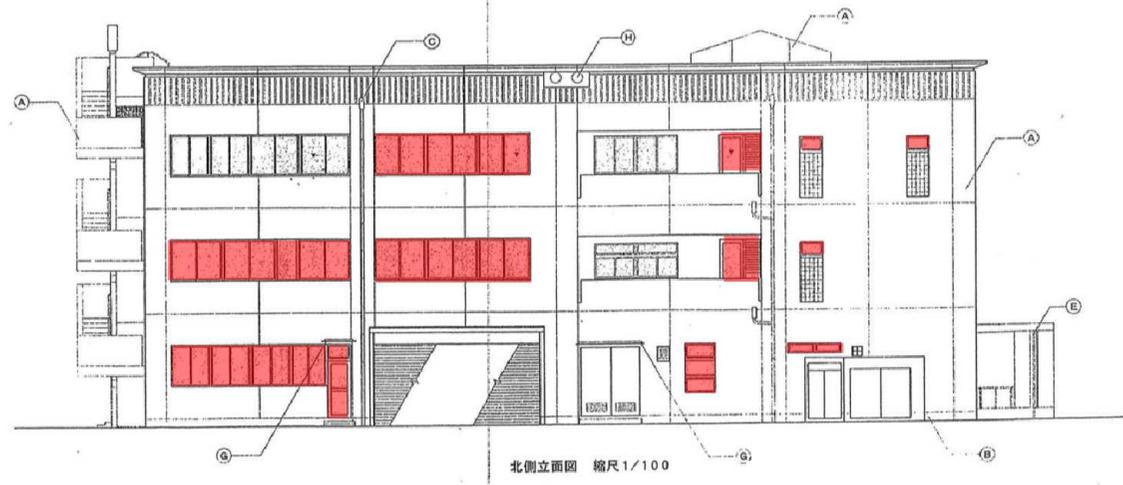
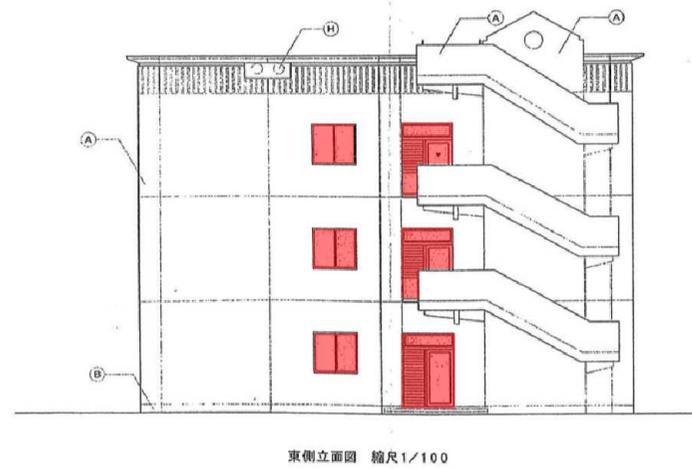
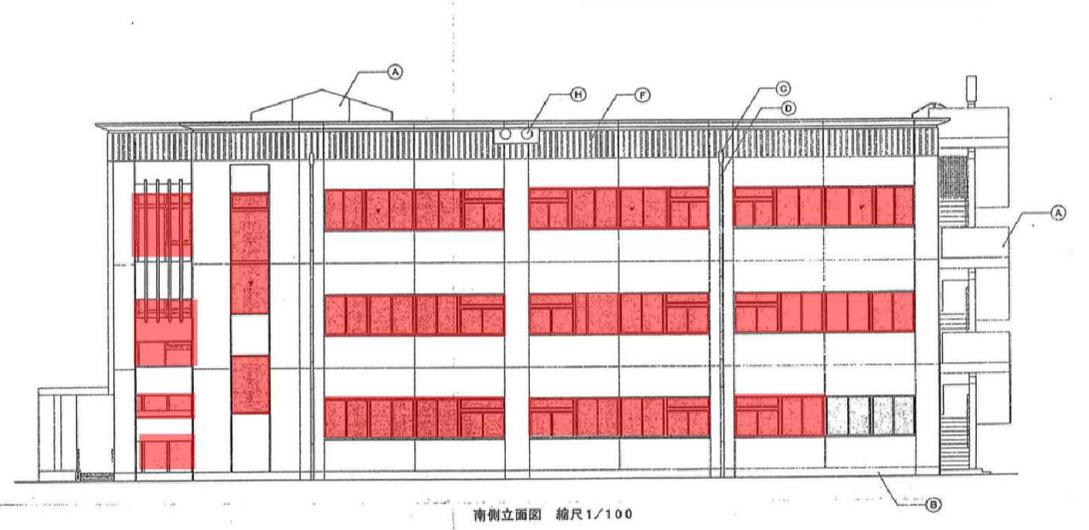
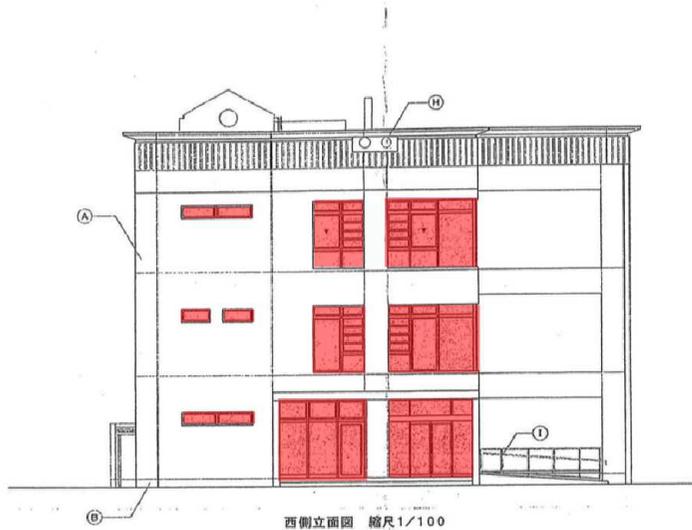


 ... カーペット部

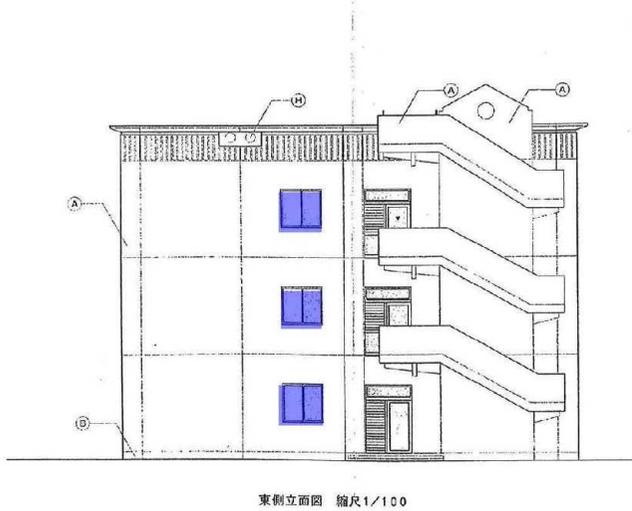
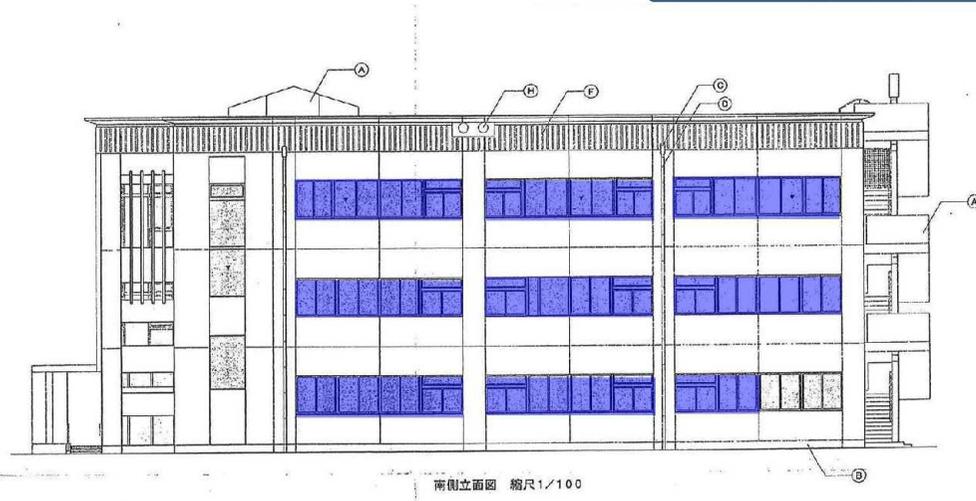
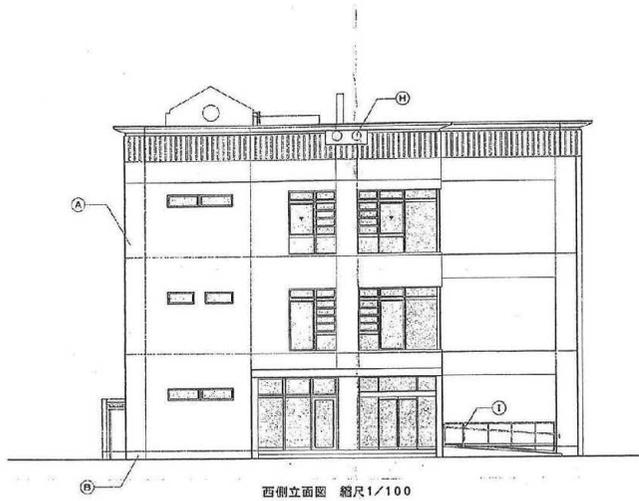
 ... カーペット部以外

 ... 対象外

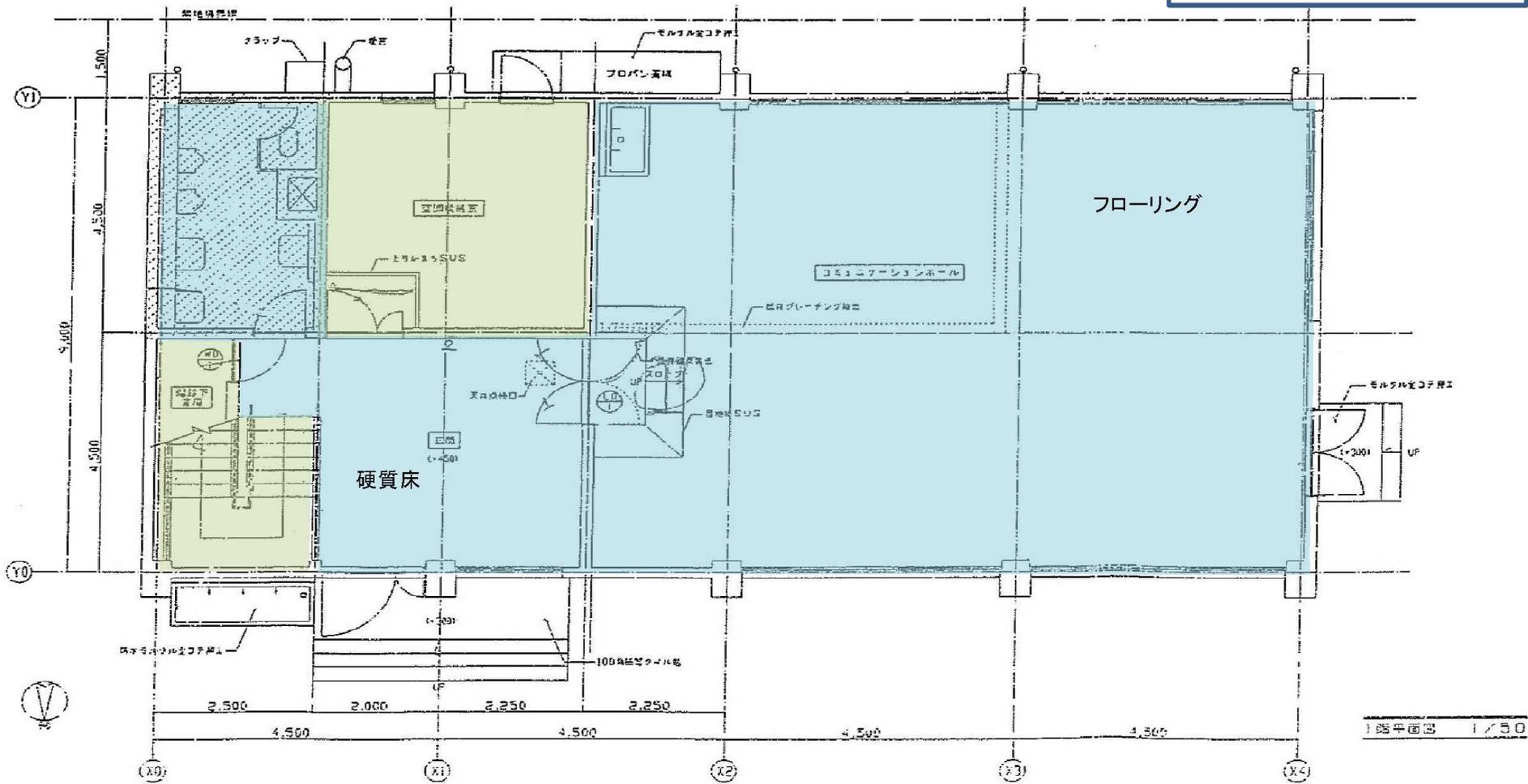
別添図4 (窓ガラス:庁舎)



別添図5 (ブラインド清掃)



別添図6-1 (データ処理室1F)



... 清掃範囲(カーペット以外)
 ... 対象外

別添図7 (窓ガラス:データ処理室)

